(19) JAPANESE PATENT OFFICE

PATENT ABSTRACTS OF JAPAN

(11) Publication number: **2000357189 A**

(43) Date of publication of application: **26.12.00**

(51) Int. Cl **G06F 17/60**
B42D 11/00
G06K 7/00
G07F 17/40
H04M 1/56

(21) Application number: **11167566**

(22) Date of filing: **14.06.99**

(71) Applicant: **KENPAKKU:KK SHADOW ENTERTAINMENT**
INCKOMATSU OOGUDDO KK

(72) Inventor: **KUDO KATSUMI**
KOMATSU KAZUHIKO

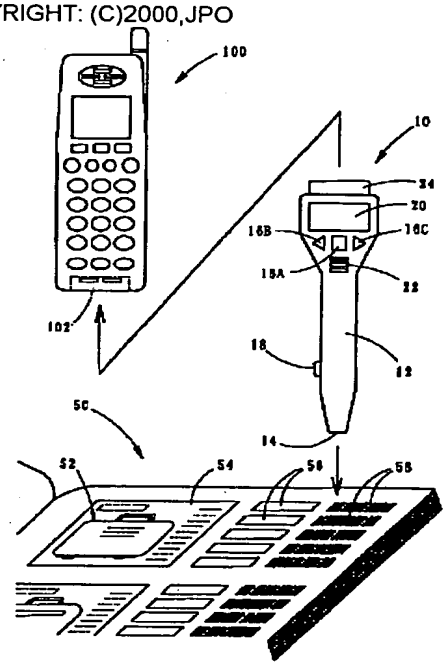
(54) **ORDERING DEVICE FOR MAIL ORDER, AND ARTICLE CATALOG**

(57) Abstract:

PROBLEM TO BE SOLVED: To provide an ordering device for mail order and an article catalog capable of easily, conveniently, and securely ordering an article.

SOLUTION: This ordering device 10 is adopted which orders an article to a mail-order source through a telephone line. This ordering device 10 reads the bar code representing article order information 56 of a desirable article out of the article catalog 50 by a bar code reader 14. Then a connector 24 is connected to the external connection terminal 102 of a portable telephone set 100 and a push button 18 is pressed to make a connection with the telephone line, thereby sending the article order information 56 to the mail-order source together with user information which is previously recorded in the ordering device 10. Consequently, it is made easier, more convenient, and securer to order the article than the ordering of the article by mailing or Faxing a prepared application form which is filled or vocal ordering or ordering by ten-key operation on a telephone set after a telephone number for application is dialed.

COPYRIGHT: (C)2000,JPO



(19)日本国特許庁（ＪＰ）　(12)公開特許公報（Ａ）　(11)特許出願公開番号
特開2000－357189
（P2000－357189A）
(43)公開日　平成12年12月26日(2000.12.26)

(51)Int.Cl.'	識別記号	ＦＩ		テーマコード'(参考)
Ｇ０６Ｆ　17/60		Ｇ０６Ｆ　15/21	３３０	５Ｂ０４９
Ｂ４２Ｄ　11/00		Ｂ４２Ｄ　11/00	Ｑ	５Ｂ０７２
Ｇ０６Ｋ　7/00		Ｇ０６Ｋ　7/00	Ｕ	５Ｋ０３６
Ｇ０７Ｆ　17/40		Ｇ０７Ｆ　17/40		
Ｈ０４Ｍ　1/56		Ｈ０４Ｍ　1/56		

審査請求　未請求　請求項の数４　ＯＬ　（全８頁）

(21)出願番号　特願平11－167566

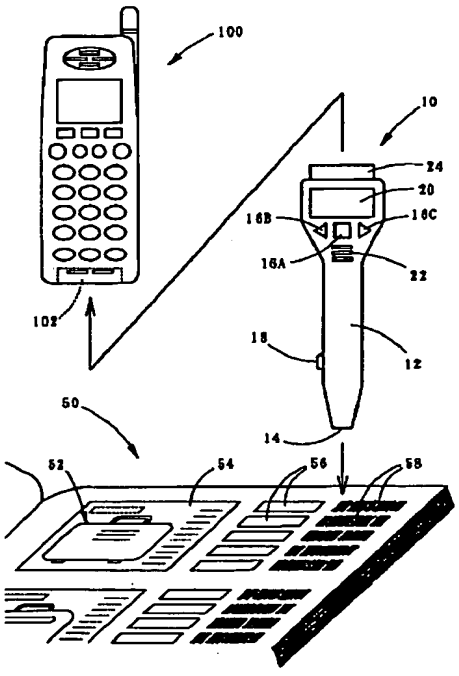
(22)出願日　平成11年６月14日(1999.6.14)

(71)出願人　598088882
株式会社ケンバック
東京都新宿区新宿二丁目１番４号
(71)出願人　599082012
株式会社シャドウエンターテイメント
東京都新宿区西落合１－28－14
(71)出願人　599025167
コマツオーグッド有限会社
埼玉県三郷市早稲田７－26－１－102
(74)代理人　100099999
弁理士　森山　隆

最終頁に続く

(54)【発明の名称】　通信販売用発注装置および商品カタログ

(57)【要約】
【課題】　商品の発注を簡単かつ便利にしかも確実に行うことができる通信販売用の発注装置および商品カタログを提供する。
【解決手段】　電話回線を介して通信販売元へ商品を発注するように構成された発注装置１０を採用する。この発注装置１０においては、バーコードリーダ１４により商品カタログ５０から希望商品の商品発注情報５６を示すバーコード５８を読み取る。そして、コネクタ２４を携帯式電話機１００の外部接続端子１０２に連結してプッシュボタン１８を押すことにより電話回線に接続し、上記商品発注情報５６を発注装置１０に予め記録されているユーザ情報と共に通信販売元へ送信する。これにより、従来のように、専用申込み用紙に記入して郵送やＦＡＸで発注したり、申込み専用電話番号に電話して口頭であるいは電話機のテンキー操作で注文するのに比して、商品の発注を簡単かつ便利にしかも確実に行えるようにする。



1

【特許請求の範囲】

【請求項１】　通信回線を介して通信販売元へ商品を発注するための装置であって、

バーコード読取手段と、ユーザ情報が記録されたユーザ情報記録手段と、上記通信回線に接続可能な情報伝送手段とを備えてなり、

上記バーコード読取手段により商品発注情報を示すバーコードを読み取るとともに上記情報伝送手段を上記通信回線に接続することにより、上記商品発注情報および上記ユーザ情報を上記通信販売元へ送信するように構成されている、ことを特徴とする通信販売用発注装置。

【請求項２】　上記情報伝送手段が、上記通信回線に接続可能な通信機器に連結されるコネクタを備えており、上記情報伝送手段の上記通信回線への接続が、上記コネクタを上記通信機器に連結するとともに該通信機器を上記通信回線に接続することにより行われるように構成されている、ことを特徴とする請求項１に記載の通信販売用発注装置。

【請求項３】　上記バーコード読取手段により読み取られた商品発注情報をユーザに報知する報知手段を備えてなる、ことを特徴とする請求項１または２記載の通信販売用発注装置。

【請求項４】　複数の商品の各々について、該商品の内容を示す商品情報と、該商品を発注するために必要な商品発注情報と、該商品発注情報をコード化したバーコードとが記載されてなる、ことを特徴とする通信販売用商品カタログ。

【発明の詳細な説明】

【０００１】

【産業上の利用分野】本願発明は、通信販売用の発注装置および商品カタログに関するものであり、特に、通信回線を介して通信販売元へ商品を発注するための装置およびそのための商品カタログに関するものである。

【０００２】

【従来の技術】一般に通信販売システムは、予め入手した商品カタログの中からユーザが希望する商品を選択し、その商品を通信販売元へ発注するようになっている。

【０００３】この商品発注方法としては、①専用申込み用紙に記入して郵送する方法、②専用申込み用紙に記入してＦＡＸで送信する方法、③申込み専用電話番号に電話して口頭（音声）で注文する方法、④申込み専用電話番号に電話して電話機のテンキーを押すことで注文する方法などがある。

【０００４】

【発明が解決しようとする課題】しかしながら、上記従来の商品発注方法においては次のような問題がある。

【０００５】すなわち、専用申込み用紙を使用する上記①および②の方法は、発注する度に必要事項を記入する煩わしさがある。上記③の方法は、発注する際、通信販売元の受付担当者との間に会話が介在するため、商品によっては敬遠したい場合がある。また、通信販売元としても２４時間受付体制を維持することは困難かつ非効率的であるため、受付時間帯が自ずと限定されてしまう。上記④の方法は、テンキーの押し間違いなどの操作ミスの不安が多く、発注ミスの増加が懸念される。

2

【０００６】本願発明は、このような事情に鑑みてなされたものであって、商品の発注を簡単かつ便利にしかも確実に行うことができる通信販売用発注装置および商品カタログを提供することを目的とするものである。

【０００７】

【課題を解決するための手段】本願発明に係る通信販売用発注装置は、通信回線を介して通信販売元へ商品を発注するための装置であって、バーコード読取手段と、ユーザ情報が記録されたユーザ情報記録手段と、上記通信回線に接続可能な情報伝送手段とを備えてなり、上記バーコード読取手段により商品発注情報を示すバーコードを読み取るとともに上記情報伝送手段を上記通信回線に接続することにより、上記商品発注情報および上記ユーザ情報を上記通信販売元へ送信するように構成されている、ことを特徴とするものである。

【０００８】上記「通信回線」は、ユーザと通信販売元との間で通信を行うことが可能な回線であれば、特定種類の回線に限定されるものではなく、例えば、電話回線、光通信回線等が採用可能である。

【０００９】上記「バーコード」とは、狭義のバーコード（縞状のバーコード）のみならず、ドットマトリクス状の２次元バーコードや、複数の色彩の図形要素の配列からなるカラーコード等をも含む概念である。

【００１０】上記「ユーザ情報」とは、通信販売元が発注元のユーザを特定して商品を発送するのに必要な情報を意味するものである。

【００１１】一方、本願発明に係る通信販売用商品カタログは、複数の商品の各々について、該商品の内容を示す商品情報と、該商品を発注するために必要な商品発注情報と、該商品発注情報をコード化したバーコードとが記載されてなる、ことを特徴とするものである。

【００１２】

【発明の作用効果】本願発明に係る通信販売用発注装置は、バーコード読取手段により商品発注情報を示すバーコードを読み取るとともに情報伝送手段を通信回線に接続することにより、上記商品発注情報をユーザ情報記録手段に予め記録されているユーザ情報と共に通信販売元へ送信するようになっているので、次のような作用効果を得ることができる。

【００１３】すなわち、①希望商品の選択をバーコードの読取りにより容易に行うことができる。また、予めユーザ情報記録手段にユーザ情報が記録されているので、発注する度にこれらを専用申込み用紙に記入する煩わしさがない。したがって、発注操作を極めて簡単に行うこ

とができる。②しかも、通信販売元の受付担当者との会話が不要であるため、商品発注がしやすい。また、通信販売元の２４時間受付体制維持が容易であるため、時間の制約を受けずに発注を行うことができる。したがって極めて便利である。③さらに、テンキーの押し間違いなどの操作ミスを心配することなく、希望商品の発注を確実に行うことができる。

【００１４】このように本願発明に係る通信販売用発注装置を用いることにより、商品の発注を簡単かつ便利にしかも確実に行うことができる。

【００１５】しかも本願発明に係る通信販売用発注装置を用いることにより、通信販売元にとっても次のような利点がある。

【００１６】すなわち、発注操作が極めて簡単であることから、同一ユーザのリピート発注（すなわちユーザの固定化）が期待できる。また、２４時間受付体制維持が容易なため、受注拡大を図ることができる。さらに、受注要員を削減することができるので、通信販売コスト削減を図ることができる。

【００１７】上記「情報伝送手段」は、通信回線に直接的に接続される構成としてよいことはもちろんであるが、通信回線に接続可能な通信機器に連結されるコネクタを備えた構成とし、このコネクタを通信機器に連結することにより通信回線に間接的に接続される構成としてもよい。

【００１８】ここで「通信機器」とは、ユーザおよび通信販売元間の通信回線に接続可能なものであれば、特定の機器に限定されるものではなく、例えば、一般加入回線用電話、公衆電話、携帯電話、ＰＨＳ等の電話や、ファクシミリ装置等が採用可能である。また「コネクタ」は、これら複数種類の通信機器のうち１つにのみ連結可能なものであってもよいし、２以上の通信機器に連結可能なものであってもよい。

【００１９】上記構成において、バーコード読取手段により読み取られた商品発注情報をユーザに報知する報知手段を備えた構成とすれば、ユーザは希望商品が正しく選択されたか否かを確認することができる。そして、これにより希望商品以外の商品が誤って発注されてしまうのを未然に防止することができる。

【００２０】ここで「報知手段」の具体的構成は特に限定されるものではなく、例えば、ＬＥＤやＬＣＤ等のように視覚的に報知するもの、スピーカ等のように音声により聴覚的に報知するもの等が採用可能であり、また、これらを併用するようにしてもよい。

【００２１】また、本願発明に係る通信販売用商品カタログは、複数の商品の各々について、該商品の内容を示す商品情報と、該商品を発注するために必要な商品発注情報と、該商品発注情報をコード化したバーコードとが記載されているので、ユーザはこの商品カタログを予め入手しておくことにより、希望商品を容易に選択して特定することができる。

【００２２】すなわち、商品カタログに記載された商品情報により希望商品を選択し、この希望商品に対応する商品発注情報を確認し、これに対応するバーコードを読み取ることにより、希望商品を特定することができる。したがって、この特定された希望商品を上記通信販売用発注装置を用いて発注するようにすればよい。

【００２３】上記「商品発注情報」の具体的内容としては、例えば、型番、色、サイズ、個数等の複数のカテゴリにわたる情報があるが、これら各カテゴリ毎に別々のバーコードでコード化するようにしてもよいし、これら複数のカテゴリのいくつかまたはすべてを１つのバーコードでコード化するようにしてもよい。なお、前者の場合には、１つの商品発注情報を特定するのにカテゴリの数だけバーコードを読み取る必要があるが、商品カタログに記載すべきバーコードの数は少なくなる。一方、後者の場合には、１つの商品発注情報を特定するのに読み取るバーコードの数は少なくなるが、商品カタログに記載すべきバーコードの数は多くなる。

【００２４】

【発明の実施の形態】以下、本願発明の実施の形態について説明する。

【００２５】図１は、本願発明の一実施形態に係る通信販売用発注装置１０を、本実施形態に係る通信販売用商品カタログ５０および携帯式電話機１００と共に示す外観図である。

【００２６】図示のように、本実施形態に係る発注装置１０は、商品カタログ５０から希望する商品を選択し、電話回線を介して通信販売元（受注センタ）へ商品を発注する際に用いられる装置であって、後述する電子機器が収容されたケーシング１２に、バーコードリーダ１４（バーコード読取手段）と、複数のプッシュボタン１６（１６Ａ、１６Ｂ、１６Ｃ）、１８と、ＬＣＤ２０と、スピーカ２２と、コネクタ２４（情報伝送手段）とが設けられてなっている。なお、ケーシング１２内には、直流電源として図示しない１次電池（または２次電池）が収容されており、その電源電圧は３．０～３．６Ｖ程度に設定されている。

【００２７】一方、本実施形態に係る商品カタログ５０は、冊子状に構成されており、通信販売に供される数多くの商品５２に関する情報が各ページに記載されている。

【００２８】すなわち、この商品カタログ５０の各ページには、複数の商品５２の各々について、該商品５２の内容を示す商品情報（例えば、商品名、商品の写真、商品の説明、価格等）５４と、該商品５２を発注するために必要な商品発注情報（例えば、型番、色、サイズ、個数等の複数のカテゴリにわたる情報）５６と、該商品発注情報５６をコード化したバーコード５８とが記載されている。

【００２９】本実施形態においては、各商品情報５４の脇に、各商品５２のバリエーションに応じて複数の商品発注情報５６およびバーコード５８が併記されている。これら各商品発注情報５６およびバーコード５８には、商品５２のバリエーション毎に、その発注に必要なすべての情報が記載されている。

【００３０】発注装置１０のバーコードリーダ１４は、ＬＥＤおよび最小分解能０．３ｍｍ程度のＣＣＤを備えてなり、ケーシング１２の下端部に設けられている。ケーシング１２の下半部は、バーコードリーダ１４としての使い勝手を良くするため、ペン型形状に形成されている。

【００３１】このバーコードリーダ１４は、これを商品カタログ５０に記載された任意のバーコード５８に近接配置させてプッシュボタン１８を押すことにより、該バーコード５８に記録されたバーコード記録情報（すなわち商品発注情報）を読み取るようになっている。

【００３２】コネクタ２４は、ケーシング１２の上端部に設けられており、携帯式電話機１００の外部接続端子１０２に挿入連結されるようになっている。

【００３３】図２は、発注装置１０の電子機器の構成を示すブロック図である。

【００３４】図示のように、この電子機器は、ワンチップマイコン２８および音声合成ＬＳＩ３６等から構成されている。

【００３５】ワンチップマイコン２８は、ＭＰＵ３０、メモリ３２（ユーザ情報記録手段）およびＩ／Ｏポート３４からなり、そのＩ／Ｏポート３４には、バーコードリーダ１４、プッシュボタン１６（１６Ａ、１６Ｂ、１６Ｃ）、１８、ＬＣＤ２０、コネクタ２４および音声合成ＬＳＩ３６が接続されている。そして、音声合成ＬＳＩ３６にはアンプ３８を介してスピーカ２２が接続されている。

【００３６】ＭＰＵ３０は、バーコードリーダ１４で読み取ったバーコード情報をメモリ３２に記録するとともに、そのバーコード情報をＬＣＤ２０および音声合成ＬＳＩ３６（報知手段）に出力して、これを商品発注情報としてユーザに報知するようになっている。

【００３７】その際、ＭＰＵ３０は、複数商品の同時発注を可能とするため、バーコードリーダ１４により複数のバーコード５８が続けて読み取られたときには、これら複数のバーコード情報を順次メモリ３２に記録するようになっている。そして、ＬＣＤ２０は、読み取られたバーコード情報を順次文字で表示し、また、音声合成ＬＳＩ３６は、読み取られたバーコード情報を順次音声情報に変換し、これをアンプ３８を介してスピーカ２２から音声で出力するようになっている。ＬＣＤ２０に表示される文字は、プッシュボタン１６Ａ、１６Ｂ、１６Ｃを適宜押圧操作することにより、スクロール表示させることができるようになっている。

【００３８】メモリ３２には、通信販売元が発注元のユーザを特定して商品を発送するのに必要なユーザ情報と、通信販売元の電話番号とが予め記録されている。ユーザ情報は、ユーザの住所、氏名、代金支払方法、ユーザ所有の発注装置１０のシリアルナンバ等の情報であり、予め通信販売元に登録しておく。

【００３９】ＭＰＵ３０は、コネクタ２４が携帯式電話機１００の外部接続端子１０２に連結された状態でプッシュボタン１８が押圧操作されると、メモリ３２から通信販売元の電話番号を読み出して携帯式電話機１００を自動発信させ、電話回線を通信販売元に接続するようになっている。そして、この接続がなされると、ＭＰＵ３０は、メモリ３２に記録されている商品発注情報およびユーザ情報を通信販売元へ送信するようになっている。

【００４０】通信販売元側では、送信されてきた情報を照会し蓄積する。このとき受信した情報について問題がなければ、受注完了の情報を発注装置１０へ送り返し、一方、受信した情報について問題（例えば、売り切れ、不正使用等）があれば、その旨の情報を発注装置１０へ送り返す。

【００４１】発注装置１０では、通信販売元から受注完了の情報を受信すると、その旨をＬＣＤ２０での文字表示およびスピーカ２２からの音声出力によりユーザに報知するとともに、電話回線を切断して待機状態に戻るようになっている。一方、通信販売元から問題発生の情報を受信した場合には、その旨をユーザに報知するとともに、問題発生の態様に応じた所定の処理を行った後、電話回線を切断して待機状態に戻るようになっている。

【００４２】以上詳述したように、本実施形態に係る発注装置１０は、バーコードリーダ１４により希望商品の商品発注情報５６を示すバーコード５８を読み取った後、コネクタ２４を携帯式電話機１００に連結して自動発信させ、これを電話回線に接続することにより、上記商品発注情報をメモリ３２に予め記録されているユーザ情報と共に通信販売元へ送信するようになっているので、次のような作用効果を得ることができる。

【００４３】すなわち、①希望商品の選択をバーコード５８の読取りにより容易に行うことができる。また、予めメモリ３２にユーザ情報が記録されているので、発注する度にこれらを専用申込み用紙に記入する煩わしさがない。したがって、発注操作を極めて簡単に行うことができる。②しかも、通信販売元の受付担当者との会話も不要であるため、商品発注がしやすい。また、通信販売元の２４時間受付体制維持が容易であるため、時間の制約を受けずに発注を行うことができる。したがって極めて便利である。③さらに、テンキーの押し間違いなどの操作ミスを心配することなく、希望商品の発注を確実に行うことができる。

【００４４】このように本実施形態に係る発注装置１０を用いることにより、商品の発注を簡単かつ便利にしか

も確実に行うことができる。

【００４５】しかも本実施形態に係る発注装置１０を用いることにより、通信販売元にとっても次のような利点がある。

【００４６】すなわち、発注操作が極めて簡単であることから、同一ユーザのリピート発注（すなわちユーザの固定化）が期待できる。また、２４時間受付体制維持が容易なため、受注拡大を図ることができる。さらに、受注要員を削減することができるので、通信販売コスト削減を図ることができる。

【００４７】また、本実施形態においては、バーコードリーダ１４により読み取られた商品発注情報をＬＣＤ２０およびスピーカ２２から視覚的および聴覚的に報知するようになっているので、ユーザは希望商品が正しく選択されたか否かを容易かつ確実に確認することができる。そして、これにより希望商品以外の商品が誤って発注されてしまうのを未然に防止することができる。

【００４８】さらに、本実施形態においては、メモリ３２にユーザ情報のみならず通信販売元の電話番号も予め記録されているので、コネクタ２４を携帯式電話機１００の外部接続端子１０２に連結してプッシュボタン１８を押圧するだけで、発注装置１０を電話回線を介して通信販売元に自動的に接続することができる。なお、このようにする代わりに、メモリ３２にはユーザ情報のみを記録しておき、発注の際に携帯式電話機１００のテンキー操作により発信して通信販売元への接続を行うようにしてもよい。

【００４９】本実施形態に係る発注装置１０は、発注のとき以外はこれを携帯式電話機１００に連結しておく必要性がないので、バーコード５８の読取りについては発注装置１０単体で行うことができ、したがってバーコードリーダ１４としての操作性を高めることができる。しかも、本実施形態においては、ケーシング１２の下半部がペン型形状に形成されているので操作性を一層高めることができる。

【００５０】ところで、本実施形態に係る発注装置１０は、そのコネクタ２４により携帯式電話機１００の外部接続端子１０２に連結されるように構成されているが、このようにする代わりに、家庭用電話機やオフィス電話機等の一般加入回線用電話にモデム等を介して連結される構成としてもよい。

【００５１】また、本実施形態に係る発注装置１０は、携帯式電話機１００の通信機能を利用して通信販売元に接続するように構成されているが、このようにする代わりに、発注装置１０自体に通信販売元との通信機能を持たせるようにしてもよい。このようにすることにより、発注操作を一層容易に行うことができる。

【００５２】あるいは、携帯式電話機１００に発注装置１０の機能を持たせるようにしてもよい。その際、携帯式電話機１００の代わりに一般加入回線用電話を用いる場合には、電話機が設置型で重いので、図３に示すように、電話機本体２００からコード２０２を延出してその先端部にペン型バーコードリーダ２０４を取り付けるようにすれば便利である。

【００５３】本実施形態に係る商品カタログ５０には、複数の商品５２の各々について、該商品５２の内容を示す商品情報５４と、該商品５２を発注するために必要な商品発注情報５６と、該商品発注情報５６をコード化したバーコード５８とが記載されているので、ユーザはこの商品カタログ５０を予め入手しておくことにより、希望商品を容易に選択して特定することができる。

【００５４】すなわち、商品カタログ５０に記載された商品情報５４により希望商品を選択し、この希望商品に対応する商品発注情報５６を確認し、これに対応するバーコード５８を読み取ることにより、希望商品を特定することができる。したがって、この特定された希望商品を発注装置１０を用いて発注するようにすればよい。

【００５５】特に、本実施形態に係る商品カタログ５０は、各商品５２について、その商品情報５４と共に、該商品５２のバリエーションに応じて複数の商品発注情報５６およびバーコード５８が併記されているので、希望商品の商品発注情報５６に対応する１つのバーコード５８を読み取るだけで商品の発注を行うことができ、これにより発注操作を極めて簡単に行うことができる。

【００５６】このようにする代わりに、図４（ａ）に示すように、各商品情報５４の脇には、その発注に必要な商品発注情報のうち、当該商品固有の商品発注情報（例えば型番等）のみを個別商品発注情報５６Ａとして記載し、多くの商品に共通する商品発注情報（例えば、色、サイズ、個数等）は、同図（ｂ）に示すように、商品カタログ５０の別のページに共通商品発注情報５６Ｂとしてカテゴリ毎にまとめて記載するようにしてもよい。その際、個別商品発注情報５６Ａに対応するバーコード５８Ａは該個別商品発注情報５６Ａの近くに記載され、各共通商品発注情報５６Ｂに対応するバーコード５８Ｂは該共通商品発注情報５６Ｂの近くに記載されることとなる。

【００５７】このようにした場合、ユーザは希望商品１つを発注するのに複数のバーコード５８を読み取る必要があるが、商品カタログ５０としては、次のような利点がある。

【００５８】すなわち、１つの商品５２について、そのバリエーションに応じて複数の商品発注情報５６およびバーコード５８を記載するようにした場合、例えば、色、サイズ等が豊富でバリエーションが非常に多い商品では、１つの商品５２のすべてのバリエーションを網羅するのに数多くの商品発注情報５６およびバーコード５８を記載することが必要となる。そして、このような場合には、すべての商品発注情報５６およびバーコード５８を商品情報５４の脇に併記しきれなくなってしまう。

【００５９】そこで、共通商品発注情報５６Ｂについては個別商品発注情報５６Ａと分離して記載することにより、このような事態が生じるのを未然に防止することができる。また、このようにすることにより商品カタログ５０の構成を簡素化することができる。

【００６０】なお、このように希望商品１つを発注するのに複数のバーコード５８を読み取るようにした場合においても、バーコードリーダ１４で読み取られた商品発注情報はすべてＬＣＤ２０での文字表示およびスピーカ２２からの音声出力によりユーザに報知されるので、希望商品以外の商品が誤って選択されてしまったような場合においても容易にこれを訂正することができる。

【図面の簡単な説明】

【図１】本願発明の一実施形態に係る通信販売用発注装置を、本実施形態に係る通信販売用商品カタログおよび携帯式電話機と共に示す外観図

【図２】上記通信販売用発注装置の電子機器の構成を示すブロック図

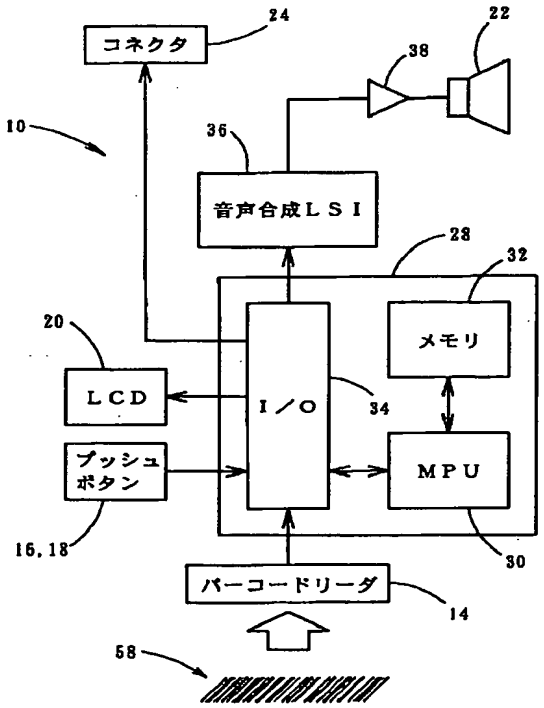
【図３】上記通信販売用発注装置の変形例を示す、図１と同様の図

【図４】上記通信販売用商品カタログの変形例を示す斜視図

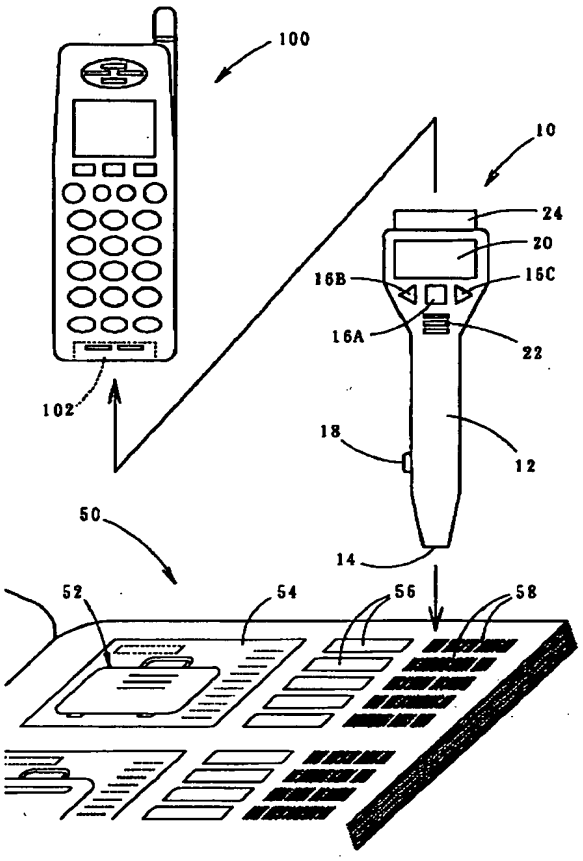
【符号の説明】

１０　通信販売用発注装置
＊１２　ケーシング
１４　バーコードリーダ（バーコード読取手段）
１６（１６Ａ、１６Ｂ、１６Ｃ）、１８　プッシュボタン
２０　ＬＣＤ（報知手段）
２２　スピーカ（報知手段）
２４　コネクタ（情報伝送手段）
２８　ワンチップマイコン
３０　ＭＰＵ
３２　メモリ（ユーザ情報記録手段）
３４　Ｉ／Ｏポート
３６　音声合成ＬＳＩ
３８　アンプ
５０　通信販売用商品カタログ
５２　商品
５４　商品情報
５６　商品発注情報
５８　バーコード
１００　携帯式電話機（通信機器）
１０２　外部接続端子
２００　電話機本体
２０２　コード
２０４　ペン型バーコードリーダ

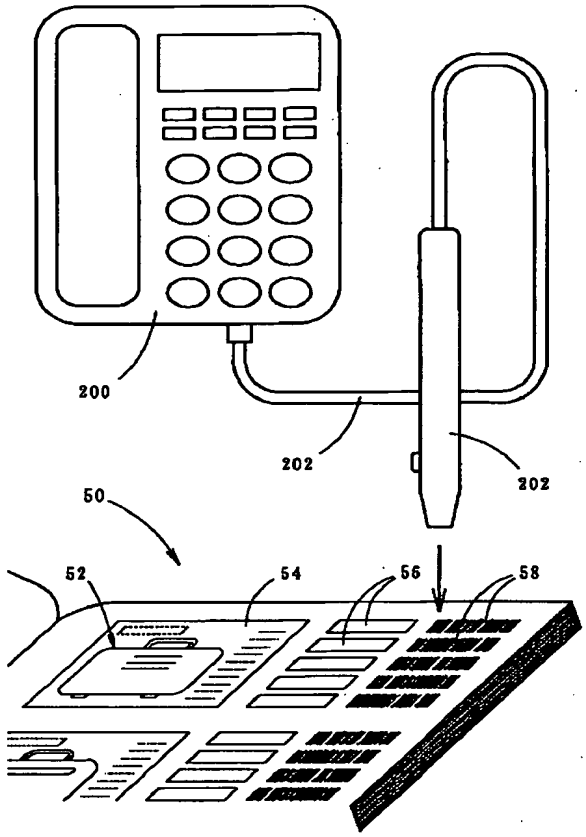
【図２】



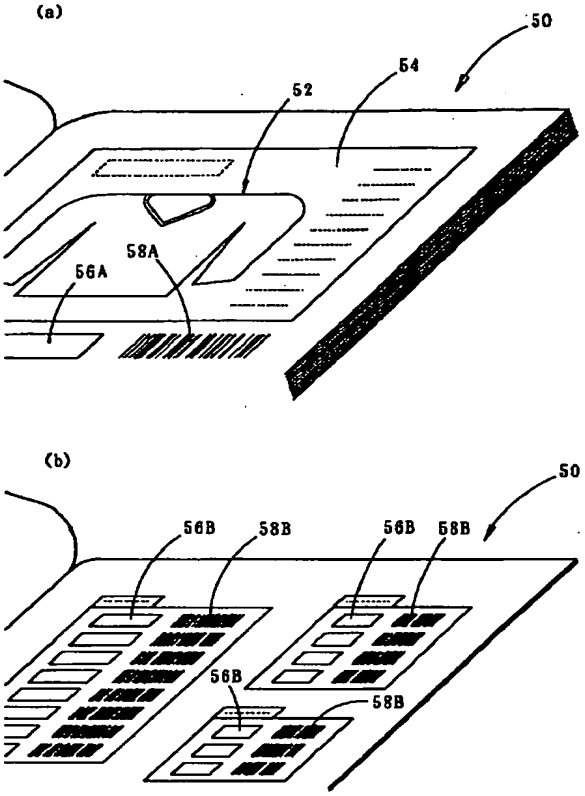
【図１】


100
10
24
20
16B
16C
16A
22
102
18
12
50
14
52
54
56
58

【図３】


200
202
202
50
52
54
56
58

【図４】



フロントページの続き

(72)発明者　工藤　克実
東京都新宿区新宿２－１－４御苑ビルディング３Ｆ　株式会社ケンバック内
(72)発明者　小松　和彦
埼玉県三郷市早稲田７－26－１－102

Ｆターム(参考)　5B049 AA01 AA06 BB11 CC05 CC10 DD02 FF04 FF06 GG03 GG04 HH01
5B072 BB00 CC24 DD02
5K036 AA00 BB01 BB11 DD23